

# SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート!～

6月号 Vol.53

## 今月の SMILE

### 令和の始まり

まいどおおきに!



2019年5月は日本にとって歴史上重要な月となりました。そう「令和」の時代が始まりました!  
元号は中国で始まって、その後、韓国、ベトナムや台湾でも元号が使われていましたが、今では元号を採用している国は唯一日本だけだそうです。しかも今回は、約200年ぶりのご譲位ということで、本当に記念すべきことだと思います。ご譲位が決まった際の安倍首相のコメントである「日本国民がこぞってことほぐ中で天皇陛下のご退位と皇太子殿下のご即位をつつがなく行う。」ことに成功したと思います。それにしても、ことほぐという言葉は美しいですね。

そして令和になって国賓第1号となったアメリカのトランプ大統領夫妻の日本訪問が、ご譲位のあった同じ月にあったというも凄いと思いました。欧州や中国で国賓を迎えると言えば、絢爛豪華に行われますが、日本では対極的に、皇室は質実堅実の美でおもてなししてきました。令和第1号のトランプ大統領の国賓としてのおもてなしでも、この点は一切変わらずに行われたのではないかと思います。トランプ大統領といえば、就任以来、まさに従来の世界の慣行を、ある意味では壊して作りかえようとしており、世界が驚愕している大統領です。そのトランプ大統領が、日本の皇室の歴史や、天皇陛下の日本における位置付けをしっかりと認識し、敬意を払って対応された、という報道に触れて、安部首相の朝見の義での国民代表の祝辞の中で述べられていた「人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つ時代を創り上げていく」ということが、令和において早くも実証されたと思います。まさに日本の皇室のソフトパワーです!

これから始まる令和の御代の平安と皇室の弥栄をお祈りしようではありませんか!!

それでは今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう!





## マクロ経済情報

### 消費者物価、4月は半年ぶり高い伸びー食品が押し上げ

国家統計局が9日発表した4月のCPIは、前年同月比2.5%上昇。ブルームバーグのエコノミスト予想と一致した。3月は2.3%上昇だった。ただ、変動が大きい食品とエネルギー価格を除くコアCPIで見ると、4月の上昇率は1.7%と前月の1.8%から伸びが鈍っており、国内の消費者需要はまだ堅調とは言えない。

4月のPPIは前年同月比0.9%上昇。市場予想は0.6%上昇だった。伸び率は2カ月連続で拡大し、全てのエコノミスト予想を上回った。企業収益を損なうデフレ懸念を和らげた。

食品価格は6.1%上昇、生鮮野菜が17.4%値上がりした。豚肉価格は14.4%上昇と2016年半ば以来の大きさ。アフリカ豚コレラの発生が最初に報じられた昨年8月以降、中国では数百万頭のブタが処分された。

モルガン・スタンレーの中国担当チーフエコノミスト、邢自強氏はブルームバーグテレビジョンに対し、豚肉価格の動向によって「中国の総合CPI上昇率が今後の四半期で3%へとさらに近づく可能性があるものの、中国人民銀行(中央銀行)の政策を縛ることはないだろう」と指摘。「PPIについては、インフラ需要の回復で改善が幾分見られる」と述べた。

### 中国の輸出、4月は予想外の減少ー貿易巡る対立が引き続き重しか

輸出はドルベースで前年同月比2.7%減ー予想3%増、貿易戦争巡る不確実性は今後も中国貿易の重しーナットウェスト、中国の4月の輸出はドルベースで減少する一方、輸入は増加した。対米貿易協議がここに来て難航しており、米国の対立が再び激しくなっている。

税関総署が5月8日に発表した4月のドル建て貿易統計は以下の通り。輸出は前年同月比2.7%減ーエコノミスト予想は3%増、輸入は4%増ー予想は2.1%減、貿易黒字は138億4,000万ドル(約1兆5,220億円)。

トランプ米大統領は5月5日、対中交渉の進展が遅いとして中国からの輸入品2,000億ドル相当に対する追加関税を10%から25%に引き上げる方針を示し、米中の貿易協議は先が見通せない状況となっている。それでも中国商務省は5月7日、劉鶴副首相が貿易協議のため訪米すると発表した。

ナットウェスト・マーケッツのアジア担当ストラテジスト、リウ・ペイチエン氏(シンガポール在勤)は「輸出の低迷は世界経済が底入れしていない可能性が高いことを示し、輸入は内需が持ち直しつつある状況を示唆している。貿易戦争を巡るノイズや不確実性が今後も中国の貿易の重しになるだろう」と指摘した。



### 『日中社会保障協定』が、2019年9月1日より発効します

現在、日中両国の企業等からそれぞれ相手国に一時的に派遣される被用者(企業駐在員等)等には、日中両国で年金制度への加入が義務づけられているため、年金保険料の二重払いの問題が生じています。

この協定は、この問題を解決することを目的としており、この協定の規定により、派遣期間が5年以内の一時派遣被用者は、原則として、派遣元国の年金制度にのみ加入することとなります。(日本外務省 HP より引用)

5月16日に北京にて『日中社会保障協定』についての公文書の交換が行われたとの情報がありました。これにより、4ヶ月後の初日に当たる『9月1日』より正式に『日中社会保障協定』が発効されることになります。つまり、どういうことでしょうか？

上海ではピンと来ませんが、現在北京や江蘇省では外国人に対しても中国当地の社会保険への加入が「強制」されています。ところが、本社からの駐在員さんは日本の社会保険にも加入しておられる。つまり、日本と中国で2重で社会保険に加入している状態になっていました。

この「二重加入」の状況を打破するために、両国政府が長らく交渉を続けてきて、やっと本日「公文書の交換」という最終ステップが完了した、ということになります。

では、発効によって、何がどうなるのでしょうか？[主なポイント]は以下の3つです。

(1)5種類ある社会保険のうち「年金制度」だけは、日本側で加入していれば、中国側では加入しなくても良い。

→ 1つ目は、「嬉しい」お話です。日本の「厚生年金(国民年金)」、中国の「養老保険」が今回の対象となります。特に中国の「養老保険」は会社負担が重いのです。帰国する場合には「解約」できるのですが、戻ってくるのは個人負担分のみで、負担の重い会社負担分は「掛け捨て」になっていました。この状態が、9月1日からは是正されます。

(2)ただし、残りの4種類の保険については、[原則、赴任国の社会保険に加入する]ことになる。

→ 2つ目は、ちょっと「不安」を感じるお話です。今回の協定の「対象外」となった「医療保険」などは原則として、中国側で加入することになります。

それよりも「不安」なのは、理屈上ではこうなってしまう↓↓ことかもしれません。

◎ 日本側で中国駐在員さんが加入している「厚生年金(国民年金)」以外の「健康保険」や「介護保険」「失業保険」「労災保険」には、日本側で会社が加入しなければならない義務はなくなってしまうことです。…これは、怖いですね。この点が、実際にどうなるのかは、日本の本社側の判断もありますので、現時点ではまだわかりませんが、「希望」もあります。

(3)ただし「中国側の承認」があれば、希望する在留邦人は『日本の社会保険への継続加入が可能』→ 3つ目のポイントがコレです。

上海は現在も外国人の社会保険は「強制」されていません。ですが、法律上は上海でも外国人の社会保険加入は「義務」になっているのです。

言い方を変えると、今でも上海では「外国人が上海社会保険に加入しないことを[中国側が承認]している」状態と言えるのかもしれません。

9月1日以降に、中国全土でどの程度の地域が[承認]してくれるのか？また、日本側の判断(加入義務のなくなった駐在員の社会保険を継続して加入させてくれるのか？)がどうなっていくのか？注目です！

また、新しい情報が入りましたらすぐにお知らせします。

## 上海市で8年ぶりに高温手当が引き上げられました

### 1. 高温手当のポイント

上海市高温手当:月額 300 元に

支給期間:6月から9月までの4ヶ月間

支給対象者 :

(1) 労働者に高温の天候での[露天作業]をさせる場合

(2) 有効な措置を取って、作業現場温度を[33度]を下回ることができない場合(33度は含まない)

その他 :

※ 企業は、労働保護の[高温手当]を支給すると[同時に]、夏季作業場では[清涼飲料水]を提供しなければならない

※ 高温手当は[給与総額]に含む

※ 高温手当は[最低賃金]に含めてはならない

### 2. 説明

5月21日に、2011年以来8年ぶりに上海市の高温手当が引き上げられました。従来、月額200元だったものが、今年の6月から月額300元になります。

『高温手当』は、日本にはない制度ですので理解が難しいかもしれません。一時期は、非常にお問い合わせの多かった話題です。

『よくある質問』を交えて、ポイントだけいくつかカンタンにご紹介しておきます。

『高温手当』の支給期間は、6月から9月までの4ヶ月間で、この期間中、[露天作業]に従事する従業員さんや、[33度]を下回る環境にできない職場で働く従業員さんに対しては、出勤するだけで毎月支給しなければならないのが『高温手当』です。仮に今年の夏が涼しくて最高気温が33度を上回る日が1日もなかったとしても、「対象となる職場環境」で働く従業員さんには支給しなければならない手当なのでご注意ください。

とは言え、あくまでも、働く場所が『高温』の環境になるのが対象です。もし、空調の効いたオフィスで働く従業員さんから、『私たちが通勤の途中では33度を上回る露天の環境にさらされているのだ！だから、私たちオフィスワーカーにも高温手当を出して！』・・・なんていう主張があったとしても、基本的に支払う「義務」はありません。

浙江省などの地域では、『非高温作業に従事する従業員:月額180元』とかの規定があったりするのですが、この場合でも空調の効いたオフィスで働く従業員さんに対しては同様です。

義務ではなく「任意」になっていますのでご安心ください。

ただ、1日の仕事の半分が露天で半分が室内といった場合など、ちょっと判断が微妙な場合はどうするのか？

通知では、▼こんな風▼に定めています。

『会社は実情に合わせて、「給与の集団協議」などの形式を通じて、合理的に支給方法を制定しなければならない』と。こういった、「当局側の見解を求めるのではなく、自社の従業員と話し合っ決めて」という方針は、『昇給ガイドライン』などでも散見される最近の傾向ですね。

あと、『高温手当』は期間中「欠勤」すれば、その日数分だけ手当額も控除することができます。

そのときの計算式は、一般的にはこんな感じ↓↓です。

◎ 1日当たりの『高温手当』額: 300元 / 21.75日 = [13.8元]

◎ 欠勤がX日あった場合 : 300元 - (13.8元 \* X日)

・・・と、まあこんな感じで、いかがだったでしょうか？

『高温手当』の引き上げは、2011年以来8年ぶりです。

唐突感否めなかったのですが、背景にはどうやら急激な「物価高」があるようです。特に果物を中心に食料品がスゴイことになっているとか、平均価格で、対前年比が「豚肉」で4割高、「りんご(富士)」で6割高、「マンゴー」で7割高！「パイナップル」や「スイカ」は、2倍以上の値上がりになっています。

今年は「最低賃金」の引き上げ率が過去最低になった上海市ですが、食料品の値上がりは、特に低所得者層の家計には「直撃」ですからね。







### 輸入貨物に係る特許権使用費の申告・納税について

税関総署は、特許権使用費の申告納税業務のために、2019年1月23日付で「税関監督管理方式の増設に関する公告」(税関総署公告2019年第20号)により新たに「特許使用費事後徴収」というコードを増設し、2019年3月27日付で「特許使用費の申告納税手続の関連問題に関する公告」(税関総署公告2019年第58号、以下「本公告」)を公布し、特許使用費の申告・納税の期限及び手続きを明確にしました。本公告は2019年5月1日より施行されます。本公告の概要を以下の通りまとめました。

1. 対象となる特許使用費:本公告でいう特許使用費とは、「中華人民共和国税関輸出入貨物課税価格査定弁法」の第51条で規定する特許使用費を指します。  
そしてこの51条において、「特許権使用料とは、輸入貨物の購入者が、知的財産権保有者および有効な授権者に対して、特許権、商標権、ノウハウ、著作権、頒布或いは販売権の許可を取得或は譲受のために支払う費用を指しません。」と定義されています。
- 2.本公告の主要点:
  - ① 納税義務者が通関申告書を記入する際に、「特許使用費の支払確認」という欄において、課税となる特許使用費が存在するか否かを確認しなければなりません。ただし輸出貨物、加工貿易及び保税監督管理貨物(国内販売の保税貨物を除く)については、記入が免除されています。
  - ② 売方又は関連側に対して直接又は間接的に、輸入貨物と関連する課税となる特許使用費を支払う必要が存在する場合には、輸入貨物の実際支払、未払の価格に含まれるか否かに関わらず、申告上「特許使用費の支払確認」という欄において、「是」と記入しなければなりません。支払う必要が存在しない場合には、同欄には「否」と記入します。
  - ③ 納税義務者が、貨物輸入を申告する際に既に課税となる特許使用費を支払った場合には、支払済の金額を通関申告書の「雑費」という欄に記入することになります。税関は、貨物の輸入申告を受け入れる日の税率、計算・徴収レートに基づき、特許使用費に対して税金を徴収します。
  - ④ 納税義務者が、貨物の輸入を申告する際に課税となる特許使用費を支払わなかった場合には、各支払後の30日以内に税関に納税申告手続を行い、『課税特許使用費申告表』を記入しなければなりません。また「特許使用費の支払確認」欄に記入しないことより税金の過少納付または納付漏れが生じた場合には、滞納金(減収或いは徴収漏れの税金に対して1日当たり0.05%)が加算されるため注意が必要です。



ナニワのおっちゃん経営道！

◀ 新コーナー ▶ 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

第 49 回：“当たり前”のことを言い・・・“当たり前”のことをしていれば・・・  
世間では、“頭の切れる人！”・・・とされます！

私は、50 歳を過ぎたころから、時折、こんなことを周囲の人に言われるようになりました。が、これは、私が 50 歳を過ぎてから、急に頭がよくなったわけでは決してありません。それは、みんなの勘違い！

ついつい我々は、「世間体」とか、「相手の気持ち」とか、「周囲の思惑」とかを優先して思考回路を使う傾向があるものですね。

つまり、“余分な”・“不確定な”・“他人の気分”を推し量るために時間を多く費やす人は、判断基準も複雑になり、結論も出にくくなるわけです。当然のこととして、「行動」も遅くなります。

この“余分な”当たり前なこと」に惑わされず、「必要なこと”・“大切なこと”のための“当たり前”を前提にすべきなのです。

私はいつも、何をするにも、「何のために・・・?!」・・・を考えるように心がけています。これこそ、「今、本当に(本質的に)必要なこと、大事なこと」を優先に考え、判断し、行動に移すべきだ・・・という、ゼミの先生直伝の“現象に惑わされず、本質を見極める姿勢”が根底に存在していたのだと思います。

この思考・判断・行動方法は、余分なことを払しょくした「当たり前の事」だから、やることも「簡単」で、今までできないと思われていたことが、比較的「短時間」にできたり、それも「的を外すことも少なく」、その結果、他の人より、「少し早く、間違いの少ない成果」がゲットできたのだと思っています。

人間、結局は、「やれること」しか「やれていない」わけですから、あまり悩まず、簡単に、簡単に考えて、そして、一つ一つやりこなしていくのがいいのでは・・・と思う次第です。

「簡単思考」・・・これ結構便利ですよ！

お問い合わせは  
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海国際貿易中心 2415 室

T E L: +86-21-6407-0228 F A X : +86-21-6407-0185